

感染症対策に係る取組みのための指針

事前定義

委員会と各職種の役割

	役職	氏名	役割
委員長	代表	土門弘治	責任者
委員	児発管	阿部美穂	管理者

第三者委員

施設	サービス種	役職	氏名
co.co.ro.ケアサポート	重訪・居宅介護	代表	上柳勝

指針

委員会_感染症対策指針.docx（本指針）

記録

委員会_感染症対策委員会議事録.xlsx
研修_感染症対策に係る研修記録.xlsx

報告

様式_感染症及び食中毒の発生報告.docx
様式_感染症及び食中毒の発生に関する最終報告.docx

掲示物

掲示_1.感染症対策の基本.pdf（厚生労働省）
掲示_2.咳エチケット（厚生労働省）
掲示_3.感染が疑われる場合.pdf（厚生労働省）
掲示_4.集団感染を防ぐために.pdf（厚生労働省）
掲示_6.感染症対策における日常生活上の注意点.pdf（厚生労働省）

定期サイクル

1. 委員会	毎年 5月、8月、11月、2月
2. 職員研修	毎年 5月、2月
3. その他	新規採用時

1. 感染症対策に関する基本的考え方

(1) 本指針の取扱い

障害福祉サービス事業者には、利用者の健康と安全を守るための支援が求められているため、利用者の安全管理の観点から感染対策は、きわめて重要であり、利用者の安全確保は施設・事業所等の責務であることから、感染を未然に防止し、発生した場合、感染症が拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

(2) 感染症の主な種類

A) 細菌感染症

細菌が体内に侵入して引き起こす感染症です。細菌は単細胞の微生物で、体内で増殖し、さまざまな症状を引き起こす。

- 肺炎（肺炎球菌など）
- 結核（結核菌）
- 食中毒（サルモネラ、カンピロバクターなど）
- 尿路感染症（大腸菌など）

B) ウイルス感染症

ウイルスは生物と細胞の中で増殖することができる微小な病原体です。ウイルス感染症は、通常、特定の細胞や組織に感染し、体内で広がることで病気を引き起こす。

- インフルエンザ（インフルエンザウイルス）
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（SARS-CoV-2）
- 風疹（風疹ウイルス）
- 肝炎（B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス）

C) 真菌感染症

真菌（カビ）は細胞壁を持つ多細胞生物で、皮膚や体内で感染症を引き起こすことがあります。真菌は温暖で湿度の高い環境を好むため、湿気が多い場所で感染が広がることもある。

- カンジダ症（カンジダ菌）
- 水虫（白癬菌）
- アスペルギルス症（アスペルギルス属）

D) 寄生虫感染症

寄生虫は、人間や動物の体内で栄養を取るために生息する微生物で、寄生虫感染症はこれらの寄生虫が体内に侵入して引き起こす疾患。

- マラリア（マラリア原虫）

- アメーバ赤痢（アメーバ）
- 回虫症（回虫）
- 条虫症（サナダムシ）

E) 血液感染症

血液を介して感染する病原体による感染症で、主に血液を通じて他の人に感染が広がる。

- HIV/AIDS（ヒト免疫不全ウイルス）
- B型肝炎、C型肝炎（肝炎ウイルス）
- 梅毒（梅毒トレポネーマ）

F) 空気感染症

空気中の微粒子として存在する病原体（飛沫やエアロゾル）を吸い込むことによって感染する病気です。これらの病原体は、咳やくしゃみ、会話などを通じて広がる。

- 結核（結核菌）
- 麻疹（麻疹ウイルス）
- 風疹（風疹ウイルス）

G) 接触感染症

病原体が皮膚や粘膜に直接接触することによって感染する病気です。接触感染症は、感染者と直接接触することで伝播します。

- MRSA 感染症（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）
- ノロウイルス（ノロウイルス）
- 水疱瘡（水痘ウイルス）

H) 食物感染症

汚染された食品や飲み物を摂取することで感染する病気です。食物感染症は、通常、消化器系に影響を与える。

- サルモネラ症（サルモネラ菌）
- カンピロバクター症（カンピロバクター）
- 腸管出血性大腸菌感染症（O157）

これらの感染症の類型に対する予防策や治療法は異なりますが、共通して言えることは、**感染症の早期発見と迅速な対応**、そして**予防接種や衛生管理の徹底が重要**であること。また、感染症は社会的な健康問題であるため、個々の施設や地域での協力が不可欠。

2. 感染症対策に向けた体制

(1) 感染症対策委員会の設置

感染症対策委員会は組織内の各部門や職員に対して、感染症予防に関する教育や訓練を定期的実施する役割も担い、従業員一人ひとりが感染症予防の重要性を理解し、実践できるようにすることが、組織全体の防疫体制を強化する。

感染症対策委員会の設置は法的な責任を果たし、適切な対策を講じることで法令遵守を確実にし社会的役割を担う。

感染症対策に向けて委員会を設置し、その結果について従業員に周知徹底を図る。

感染症発生の防止・早期発見に加え、感染症が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、感染症防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

① 設置の目的

イ) 感染症の予防と拡大防止

最も重要な目的は感染症の発生を未然に防ぐことと、発生した場合にはその拡大を速やかに防ぐこと。適切な予防策を講じることで組織内や施設内での感染拡大を最小限に抑える。

ロ) 迅速かつ効果的な対応体制の構築

万が一感染症が発生した場合に、迅速かつ効果的に対応できる体制を整えることが目的。事前に対応マニュアルや指針を準備し、関係者全員が感染症発生時にどのように行動すべきかを明確にしておく。

ハ) 健康と安全の確保

従業員や利用者の健康と安全を守ることを最優先に、感染症の予防や早期発見により、健康被害を最小限に抑えることを目指す。

また、感染症が拡大することによる組織の運営への影響を最小化する。

ニ) 法令遵守

感染症対策には法的な要請が伴い、感染症対策委員会は感染症に関する法律や規制を遵守し、組織が法的責任を果たすための体制を整備する。

ホ) 従業員への教育と意識向上

委員会の設置は、従業員や関係者に対する感染症予防に関する教育を推進し、予防意識を高めることにもつながり、従業員一人ひとりが感染症対策を実践できるようにすることが組織全体の防疫体制を強化する。

② 委員会の構成員

委員長：代表

委員：管理者・サビ管・児発管・主任

第三者：委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

(2) 感染症対策委員会の開催

委員会は、年4回以上開催します。

感染症事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

3. 感染症対策のための職員研修に関する基本方針

職員に対する感染症対策のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに普段からの予防から発生時、事故対応、報告のフローを全職員が行えるよう実施する。

感染症対策に係る取組みのために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(責任者)

感染症対策に係る取組みの検討に係る全体責任者

(管理者)

- ① 感染症対策委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 感染症予防、発生、事後対応に向けた職員教育

(現場責任)

- ① 手洗いや手指消毒、清掃や消毒作業を徹底し
- ② 施設内の衛生状態を常に維持する
- ③ 職員が感染症予防のための個人防護具（マスク、手袋、防護服など）を適切に使用しているか確認し、不足しないように管理
- ④ 職員や利用者への感染症予防の教育を行い、正しい予防方法や行動基準を周知徹底
- ⑤ 記録の整備

(従業者)

- ① 感染症に対する予防方法を正確に認識する。
- ② 感染症の兆候や症状に対する敏感を意識する。
- ③ 感染症発生時の協力体制、すべきことを理解する。
- ④ 職場内でのコミュニケーションと協力を努める。
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる。
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

4. 感染症が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 利用者・家族への情報提供【[感染症対策マニュアル 6-\(3\)](#)】

施設内で感染症の集団発生があれば、施設利用者及び利用者家族は不安を抱き、通所施設

においては利用者家族が感染する場合もあるため、適切な情報提供を行う。

(2) 医療処置【感染症対策マニュアル 6-(4)】

感染者の重症化を防ぐために必要な医療処置を行い、施設内での対応が困難な場合は協力病院をはじめとする地域の医療機関へ感染者を移送する。

(3) 行政への報告【感染症対策マニュアル 6-(5)】

施設長は、以下の場合、各施設の所管部局及び保健所へ報告し、いずれの場合も利用者・職員両者を含む。

5. 感染症等が発生した場合の報告方法等の方策に関する基本方針

(1) 報告の基本原則

- 早期報告：感染症の疑いがある場合、症状を確認した時点で直ちに報告することを原則とする。
- 正確な情報提供：憶測や不確かな情報ではなく、正確な事実に基づいた報告を行う。
- 迅速な対応：感染症の拡大を防ぐため、報告後すぐに適切な対応を開始する。

(2) 報告の流れ

- 発熱、咳、倦怠感、嘔吐、下痢などの感染症の症状が確認された場合、本人または目撃者が速やかに報告を行う。

(3) 感染症対策委員会への報告

- 現場責任者は、感染症対策委員会または上層部に報告し、感染症の疑いがあるかどうかを判断する。
- 必要に応じて、外部医療機関や保健所と連携し、指示を仰ぐ。

(4) 関係機関への通報（必要時）

- 医療機関への連絡：感染症の疑いがある者を医療機関に受診させる。
- 保健所への報告：感染症が法定報告義務の対象である場合、保健所へ速やかに報告する。
- 行政機関への報告：感染症の種類に応じて、必要な行政機関に報告する。

(5) 関係者への通知と周知

- 施設の従業者および利用者に対し、感染症の発生状況を適切な方法で周知する。
- 不安を煽らないよう、冷静かつ正確な情報提供を行う

6. 情報の透明性と周知方法の基本方針

(1) 従業者・利用者への通知

- 感染者のプライバシーに配慮しつつ必要な範囲で情報を共有する。
- 施設内掲示板やオンライン掲示を活用し、迅速な周知を行う。
- 不安を軽減するため、感染症対策の強化についても併せて伝える。

(2) メディア対応（必要に応じて）

- 重大な感染拡大が確認された場合、報道機関に対して適切な対応を取る。
- 公式発表の統一性を確保するため、広報担当者を指定する。

7. 再発防止のための対策とリスク評価の基本方針

(1) 感染状況の分析と評価

- 発生原因の特定を行い、改善策を検討する。
- 感染経路の特定と、感染拡大防止策を強化する。

(2) 職員への追加研修

- 感染症発生後、従業員向けに感染対策の研修を実施し、意識の向上を図る。
- 研修内容には、報告フローや初期対応の確認を含める。

(3) 施設環境の見直し

- 換気設備や消毒の頻度を見直し、感染防止策を強化する。
- 職員の健康管理体制（検温、体調確認）をより厳格にする。

8. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

9. 感染症予防、拡大防止にむけた職員研修に関する目的

(1) 感染症に関する正しい知識の習得

- 感染経路や症状、予防策などを理解し、日常業務での感染防止を徹底する。

(2) 感染症発生時の迅速な対応能力の向上

- 感染者発生時の適切な報告・対応方法を学び、実践できるようにする。

(3) 施設内の感染症対策の標準化

- 全職員が同じ対応基準を共有し、統一した行動を取れるようにする。

(4) 従業員の不安軽減と意識向上

- 感染症に対する適切な知識を持つことで不安を減らし、冷静に対処できるようにする。
 - ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年2回以上開催）の実施。
 - ② 新任者採用時は、新任者のための感染症対策研修を実施。
 - ③ その他必要な教育・研修の実施。
 - ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

10. その他

本指針は、早期発見・迅速報告・適切な対応 を軸とし、感染症発生時の混乱を最小限に抑えることを目的とし策定し、定期的な見直しを行う。

附 則

この指針は、令和6年9月1日より施行する。

改定履歴

改定日	改定内容
令和7年2月21日（金）	事前定義の委員会と各職種の役割決定
令和 年 月 日（ ）	
令和 年 月 日（ ）	

※行挿入し上段に積み上げること。